

建築計画概要書等閲覧規則の一部改正について

神奈川県建築指導課

1 改正の趣旨

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行）により建築基準法施行規則（以下「省令」という。）が改正され、省令第11条の3の規定が削除された。

このことを受けて、建築計画概要書等閲覧規則（以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

規則第1条（趣旨）に生じた条項ずれに対応する。

3 施行日

公布の日